

日本カトリック正義と平和協議会

〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10

内閣総理大臣 野田佳彦殿  
法務大臣 滝 実殿

Prot JP-d12-02  
2012年9月27日

日本カトリック正義と平和協議会  
死刑廃止を求める部会  
部会長 ホアン・マシア

9月27日の2名の死刑執行に抗議します

日本カトリック正義と平和協議会死刑廃止を求める部会は、9月27日、松田幸則さん（福岡拘置所）、江藤幸子さん（仙台拘置所）の死刑が執行されたことに強く抗議します。

前回の死刑執行は2012年8月3日に行われました。滝 実法務大臣の元で再びいのちが奪われたことに、私たちは深い悲しみと憤りをおぼえます。

私たちは、死刑執行の即時停止を強く要請します。確かに死刑は我が国の法が定めた刑罰であり、滝法相は法にのっとった執行が法相の職務であると主張します。しかし死刑は、明らかに国際人権基準に反するものです。死刑は暴力的メッセージを発するのみであり、犯罪の抑止にはつながりません。死刑では何も解決できません。

死刑という刑罰は、いのちを軽く扱い、いかなる人も変わりうるという可能性を閉ざし、あきらめを生み、希望の芽を摘むものです。日本カトリック司教団は、『いのちへのまなざし』（2001年）でこう述べています。「創世記の、弟を殺したカイン追放の場面にある、神が、『カインに会う者がだれも彼を撃つことのないように、カインにしるしを付けられた』（創世記4・15）という文章は注目すべきです。そこから、わたしたちは、死刑を否定するメッセージを読み取ることができます。そのしるしは、犯した罪の行為に対する反省をカインに促すものでもあり、どんな醜い罪を犯しても、人間に最後まで生きる可能性を与えようとする神の愛によるものです。実に、生への道が開かれていてこそ、悔い改めの可能性が開かれてくるのです。」（69）

もちろん日本政府は、加害者に対し、犯した罪への償いを求めなければなりません。同時に、「加害者のいのちも奪わない」ことによって、生命と奪の権利は何者にもないことを示すべきです。私たちは、加害者のいのちを死刑によって終わらせるのではなく、償いによって加害者が深く改心することを望んでいます。私たちは、今回の死刑執行に抗議するだけでなく、日本政府がただちに死刑執行を停止し、国民的な議論を高め、真に成熟した人間らしい国家への道を歩みはじめるよう、強く求めます。